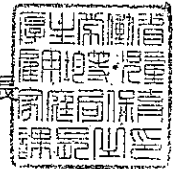




雇児保発1014第1号
平成22年10月14日

都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について

保育所における社会福祉法人会計基準の取扱いについては、「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年3月20日児保第13号。以下「平成12年通知」という。）により、その留意点を示してきたところであるが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において「保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。」とされたところである。

これまで保育所を経営する事業と併せて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）を行っている場合は、平成21年4月1日から起算して3年以内に保育所を経営する事業と一時預かり事業の経理区分を別に設けるものとしていたが、上記決定を踏まえ、本通知をもって、経理区分の明確化の適用を除外することとした。併せて、保育所を経営する事業と併せて児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）を行っている場合（一時預かり事業と地域子育て支援拠点事業の両方の事業を行っている場合を含む。）についても同様の取扱いとすることとした。これに伴い、平成12年通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知願いたい。